第 3 0 回 肝炎対策推進協議会 令和 5 年 2 月 1 0 日 資料 2



肝炎対策の国及び各自治体の取組状況について

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1. 肝炎総合対策
- 2. 都道府県の肝炎対策に係る計画等
- 3. 肝炎ウイルス検査について
- 4. 重症化予防の推進について
- 5. 肝疾患治療の促進について
- 6. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- 7. 肝疾患診療体制の整備
- 8. 普及啓発
- 9. 研究開発



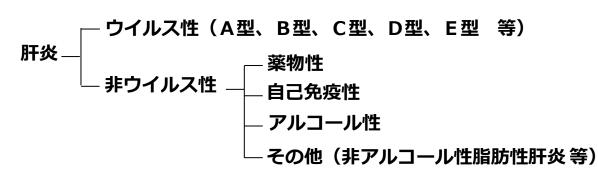
• 肝炎総合対策



肝炎について

○肝炎 : 肝臓の細胞が破壊されている状態

病因別の分類



臨床経過による分類

- ①急性肝炎
 - ・A、B、E型肝炎ウイルスによるものが多い
 - ・急激に肝細胞が障害される
 - ・自然経過で治癒する例が多い
- ②慢性肝炎(少なくとも6ヶ月以上炎症が持続)
 - ・B型、C型肝炎ウイルスによるものが多い
 - ・長期間にわたり肝障害が持続
 - ・肝硬変や肝がんに進行する

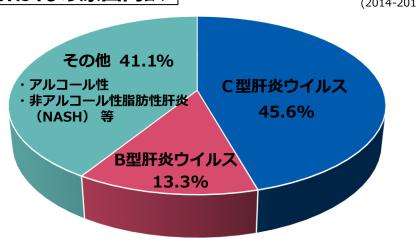
・<u>B型肝炎、C型肝炎</u>

- ・持続感染者(2015年) 約200~250万人(推計)^{※1} (B型:約110~120万人、C型:約90~130万人)(推計)^{※1}
- ⇒ 国内最大級の感染症
 - ・感染を放置すると肝硬変や肝がんに進行する
 - ※1 令和元年度 厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業 田中班報告書より
- ・非アルコール性脂肪性肝炎(NASH^{※2})
 - ・ウイルスやアルコール等以外による脂肪肝を伴う肝炎
 - ・肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧患者に多いとされる

※ 2 NASH: nonalcoholic steatohepatitis

肝がんの原因内訳

出典:第23回全国原発性肝癌追跡調査報告 (2014-2015年)



約59% B型・C型肝炎ウイルスが原因

肝炎総合対策は、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策を中心に行っている

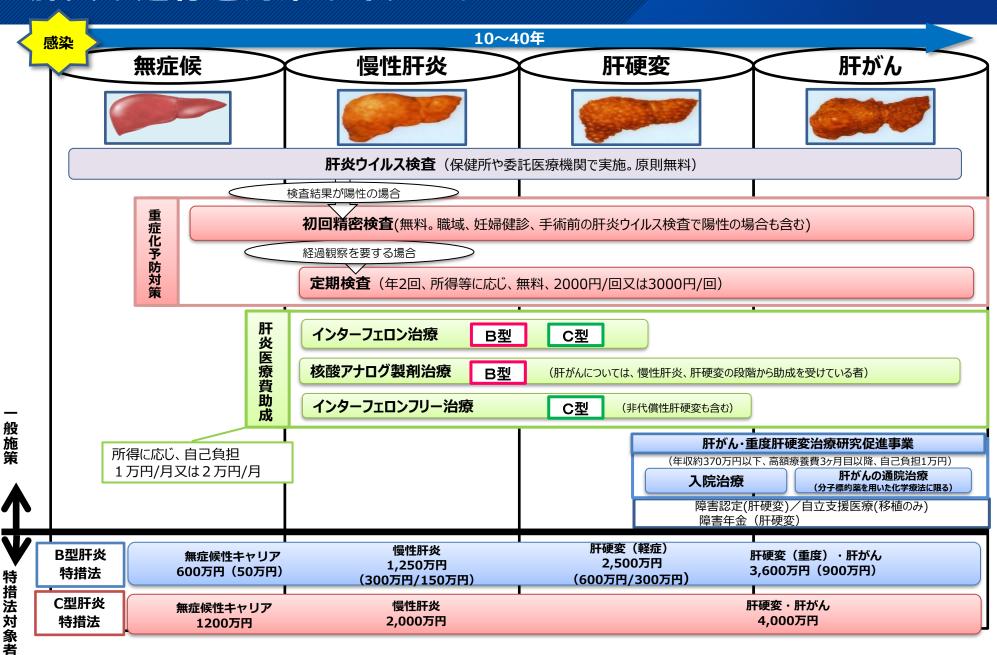
B型肝炎及びC型肝炎について

	B 型 肝 炎	C 型 肝 炎		
原因ウイルス	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス		
病原体の発見	1968(S43) 年	1988(S63) 年		
主な感染経路	血液感染等 (母子感染、家族内感染、医療行為、性感染等) ※感染力:強い	血液感染等 (大半は原因不明。血液製剤、医療行為等) ※感染力:B型肝炎に比べると弱い		
持続感染 (キャリア化)	・2-3歳頃までに感染した場合は90%以上がキャリア化・成人の感染の場合は約1%(欧米型のウイルスでは 10%程度)がキャリア化・キャリアの85~90%は無症候のまま経過	・約70%(年齢に関係なし)がキャリア化 ・自然経過では病状が徐々に進行し、多くは慢性肝炎 を発症		
キャリア数 ^{※1} (2015年)	約110~120万人(推計)	約90~130万人(推計)		
患者数 ^{※ 2} (2018年)	約19万人(推計) (慢性肝炎 約15万人/肝硬変・肝がん 約4万人)	約30万人(推計) (慢性肝炎 約21万人/肝硬変・肝がん 約9万人)		
治療法 (抗ウイルス療法)	・ <u>核酸アナログ製剤 治療(経口薬)</u> でウイルスの増殖を 抑えられるが、排除は出来ない → 原則として、一生飲み続ける	・ <u>インターフェロンフリー治療(経口薬)</u> で、ウイルスの排除が可能。 → 8週間〜12週間で飲みきり。 (再治療等の症例では、24週間内服)		
	・インターフェロン治療(注射薬):間接的	ー りに、ウイルスの増殖を抑え、肝炎を鎮静化。		
ワクチン	あり (H28.10より定期接種化(原則として1歳までに接種))	なし		

^{※1} 令和元年度 厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業 報告書(田中班)

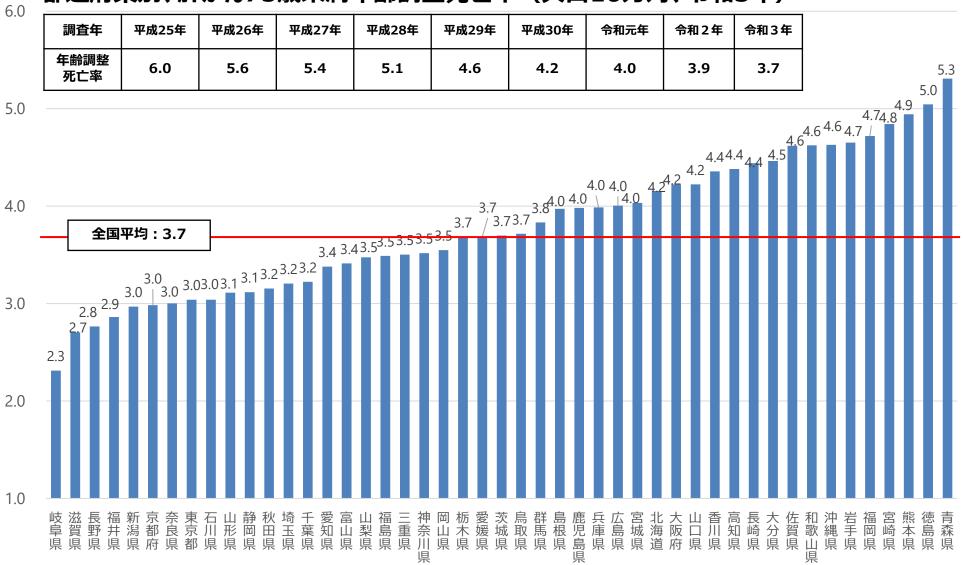
^{※2} 令和2年度 厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業 報告書 (田中班)

肝炎の進行と対策のイメージ



肝がん年齢調整死亡率

都道府県別、肝がん75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対、令和3年)



•都道府県の肝炎対策に係る計画等



都道府県の肝炎対策に係る計画や目標の策定状況(令和3年度)

○ 全ての都道府県で肝炎対策に係る計画や目標を策定し、目標等の達成状況を把握している。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針(令和4年3月7日改正)

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
 - (1) 基本的な考え方

(前略) なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、<u>その目標、具体的な指標等を設定し、</u> 定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

	数値目標を定めている	目標を定めている 数値目標以外の目標 を定めている		
47都道府県	44 (44)	3 (3)	0 (0)	
	目標等の達成状況の把握			
	毎年度把握	定期的に把握	把握していない	
47都道府県	37 (37)	10 (10)	0 (0)	

※括弧内は令和2年度

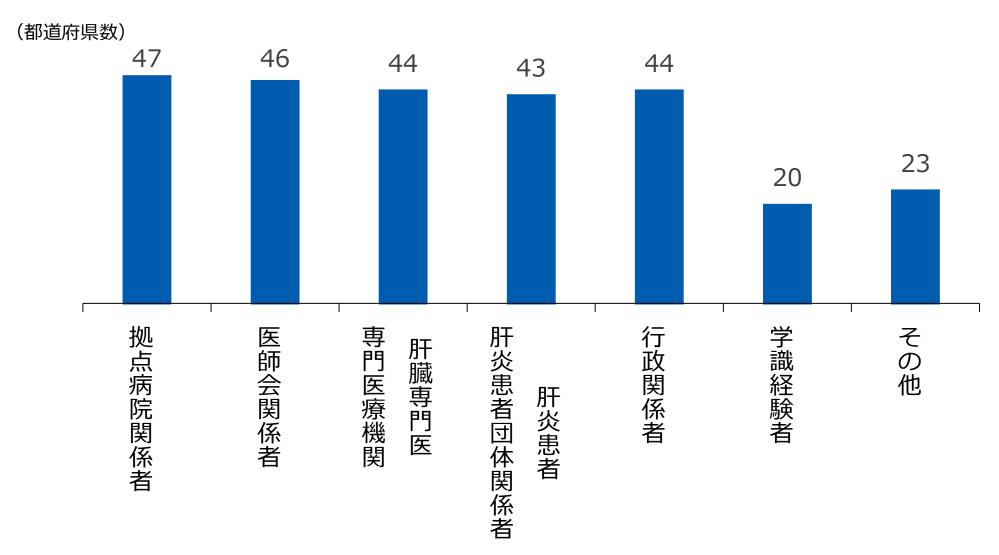
肝炎対策協議会の開催状況(令和3年度)

○令和3年度は、肝炎対策協議会を開催した都道府県が増加。

肝炎対策協議会を開催した都道府県			40 (35)
	開催回数		33 (31)
開催回数			6 (4)
			1 (0)
肝炎患者·肝炎患	肝炎患者・肝炎患者団体関係者を委員に含む		
会議を公表している	都道府県		40 (39)
うち会議を公開している都道府県			40 (37)
うち議事録や議事概要を公開している都道府県			29 (31)

※括弧内は令和2年度

都道府県の肝炎対策協議会の構成メンバー(令和3年度)



その他の構成メンバー:病院協会、薬剤師会、看護協会、保険者、健診機関、報道関係者、歯科医師会、 労働団体、住民代表、肝炎医療コーディネーター、経済団体 等

肝炎対策協議会の主な議題(令和3年度)

	都道府県数
肝炎に関する計画、目標等について	29 (28)
予算の報告、実績報告について	32 (30)
肝炎治療特別促進事業について	17 (19)
重症化予防事業について	19 (23)
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について	24 (27)
医療体制について	15 (15)
肝炎医療コーディネーターについて	23 (21)
普及啓発について	14 (14)
就労支援について	2 (1)
差別偏見について	1 (1)

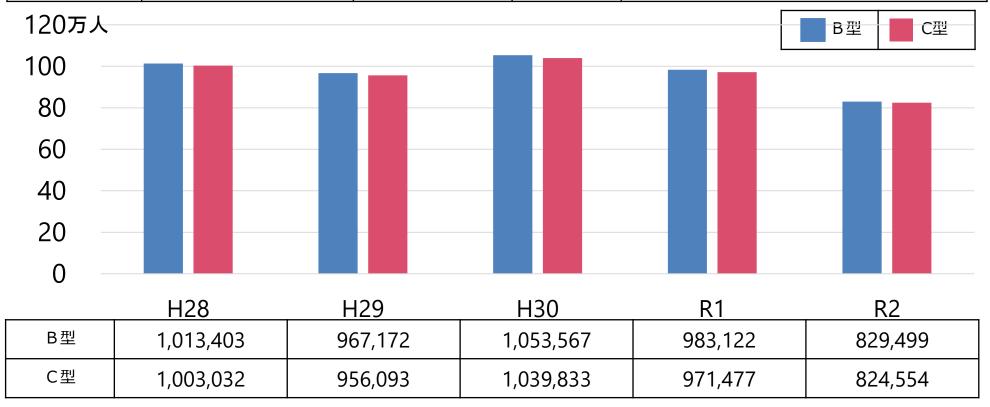
※括弧内は令和2年度

• 肝炎ウイルス検査について



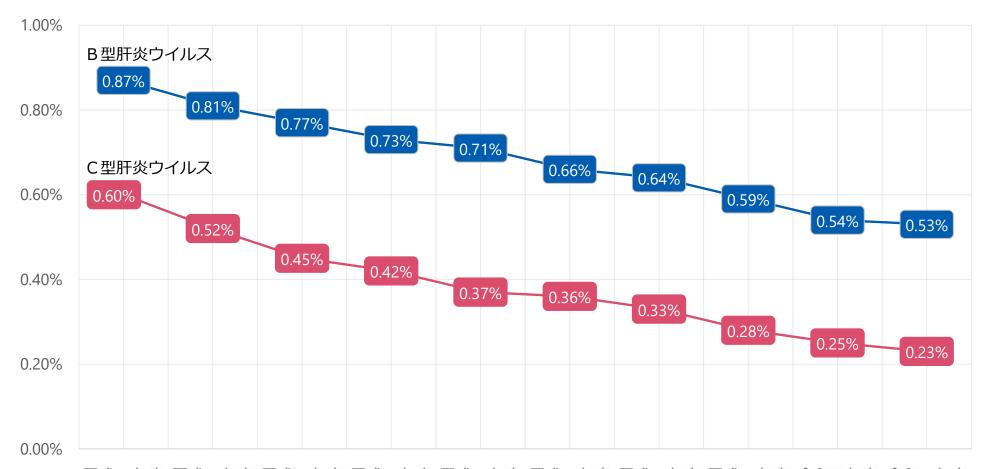
地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	R2年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B型:240,211人 C型:235,510人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B型:589,288人 C型:589,044人



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)、 平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)による。

地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移(令和2年度)

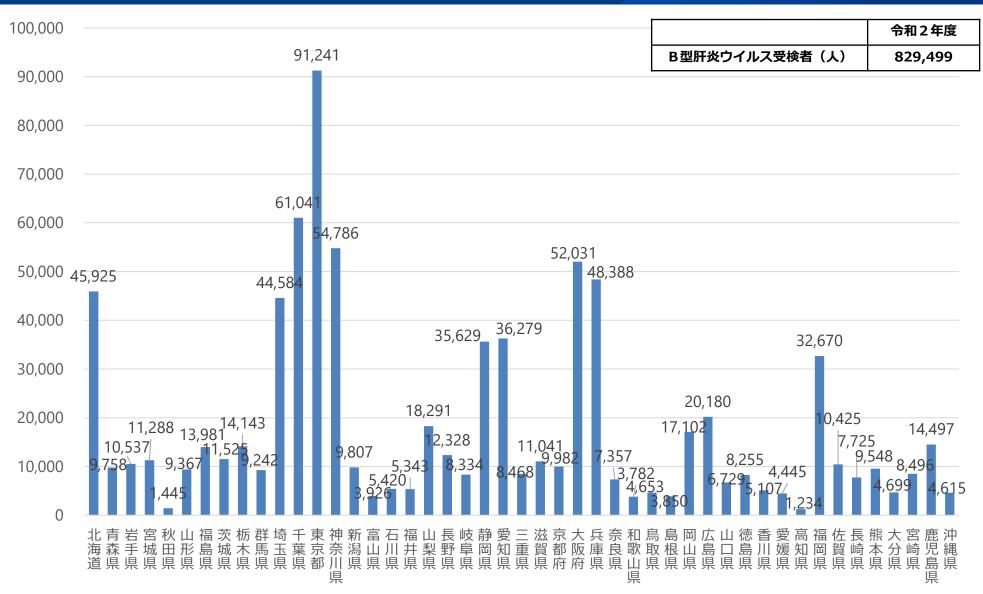


平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度

B型肝炎ウイルスC型肝炎ウイルス

平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)、 平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)、特定感染症検査等事業については、「特定感染症 検査等事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)による。

都道府県別のB型肝炎ウイルス検査の受検者数①(令和2年度)



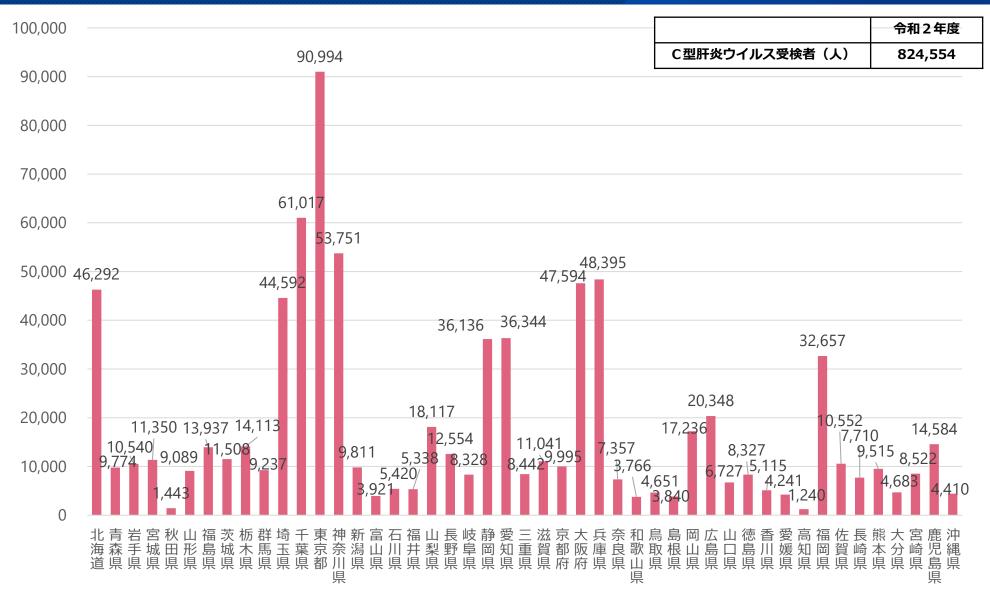
健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)による。

都道府県別のB型肝炎ウイルス検査の受検者数②(令和2年度)

自治体名	特定感染症 検査等事業	健康増進事業	合計
北海道	28,072	17,853	45,925
青森県	2,192	7,566	9,758
岩手県	278	10,259	10,537
宮城県	5,680	5,608	11,288
秋田県	324	1,121	1,445
山形県	643	8,724	9,367
福島県	128	13,853	13,981
茨城県	411	11,114	11,525
栃木県	650	13,493	14,143
群馬県	437	8,805	9,242
埼玉県	20,403	24,181	44,584 61,041
千葉県	492	60,549	
東京都	7,422	7,422 83,819	
神奈川県	30,643	24,143	54,786
新潟県	4,127	5,680	9,807
富山県	228	3,698	3,926
石川県	1,360	4,060	5,420
福井県	601	4,742	5,343
山梨県	312	17,979	18,291
長野県	53	12,275	12,328
岐阜県	724	7,610	8,334
静岡県	6,734	28,895	35,629
愛知県	10,686	25,593	36,279
三重県	2,065	6,403	8,468

自治体名	特定感染症 検査等事業	健康増進事業	合計
滋賀県	551	10,490	11,041
京都府	5,194	4,788	9,982
大阪府	28,711	23,320	52,031
兵庫県	4,501	43,887	48,388
奈良県	1,151	6,206	7,357
和歌山県	372	3,410	3,782
鳥取県	316	4,337	4,653
島根県	680	3,170	3,850
岡山県	1,048	16,054	17,102
広島県	12,345	7,835	20,180
山口県	5,774	955	6,729
徳島県	7,001	1,254	8,255
香川県	153	4,954	5,107
愛媛県	1,632	2,813	4,445
高知県	477	757	1,234
福岡県	27,122	5,548	32,670
佐賀県	7,991	2,434	10,425
長崎県	2,689	5,036	7,725
熊本県	2,035	7,513	9,548
大分県	1,781	2,918	4,699
宮崎県	3,516	4,980	8,496
鹿児島県	469	14,028	14,497
沖縄県	37	4,578	4,615
合 計	240,211	589,288	829,499

都道府県別のC型肝炎ウイルス検査の受検者数①(令和2年度)



健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)による。

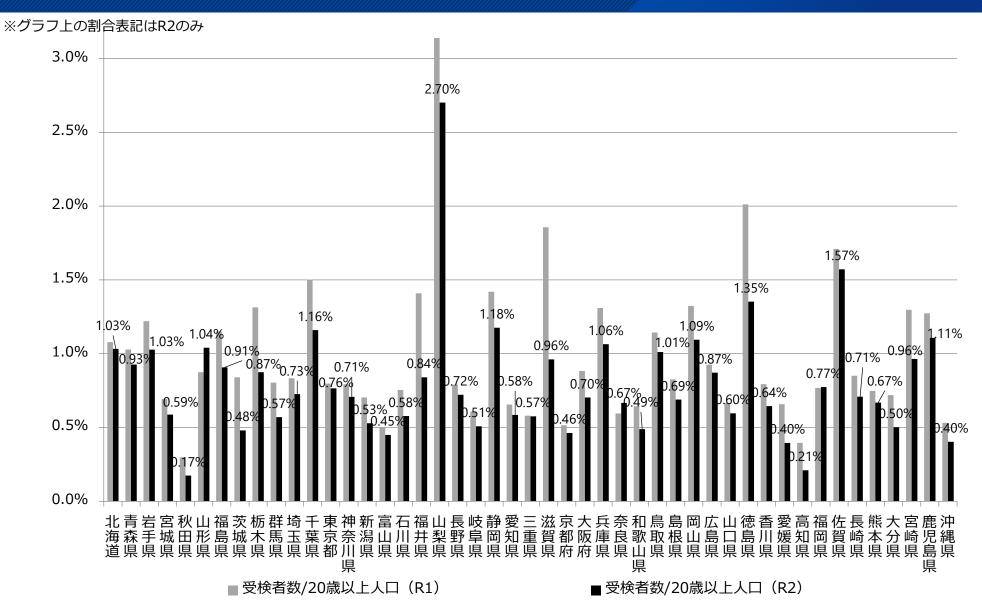
都道府県別のC型肝炎ウイルス検査の受検者数②(令和2年度)

自治体名	特定感染症 検査等事業	健康増進事業	合計
北海道	28,346	17,946	46,292
青森県	2,203	7,571	9,774
岩手県	276	10,264	10,540
宮城県	5,742	5,608	11,350
秋田県	323	1,120	1,443
山形県	645	8,444	9,089
福島県	124	13,813	13,937
茨城県	399	11,109	11,508
栃木県	650	13,463	14,113
群馬県	423	423 8,814	9,237 44,592
埼玉県	20,390	24,202	
千葉県	440 60,577		61,017
東京都	7,174	83,820	90,994
神奈川県	29,946	23,805	53,751
新潟県	4,131	5,680	9,811
富山県	223	3,698	3,921
石川県	1,359	4,061	5,420
福井県	596	4,742	5,338
山梨県	312	17,805	18,117
長野県	52	12,502	12,554
岐阜県	724	7,604	8,328
静岡県	6,735	29,401	36,136
愛知県	10,668	25,676	36,344
三重県	2,066	6,376	8,442

自治体名	特定感染症 検査等事業	健康増進事業	合計
滋賀県	552	10,489	11,041
京都府	5,195	4,800	9,995
大阪府	24,241	23,353	47,594
兵庫県	4,499	43,896	48,395
奈良県	1,149	6,208	7,357
和歌山県	370	3,396	3,766
鳥取県	316	4,335	4,651
島根県	681	3,159	3,840
岡山県	1,045	16,191	17,236
広島県	12,745	7,603	20,348
山口県	5,772	955	6,727 8,327
徳島県	7,072	1,255	
香川県	158	4,957	5,115
愛媛県	1,439	2,802	4,241
高知県	486	754	1,240
福岡県	27,112	5,545	32,657
佐賀県	8,160	2,392	10,552
長崎県	2,689	5,021	7,710
熊本県	2,068	7,447	9,515
大分県	1,781	2,902	4,683
宮崎県	3,537	4,985	8,522
鹿児島県	467	14,117	14,584
沖縄県	29	4,381	4,410
合 計	235,510	589,044	824,554

B型肝炎ウイルス検査の受検者数の対20歳以上人口比

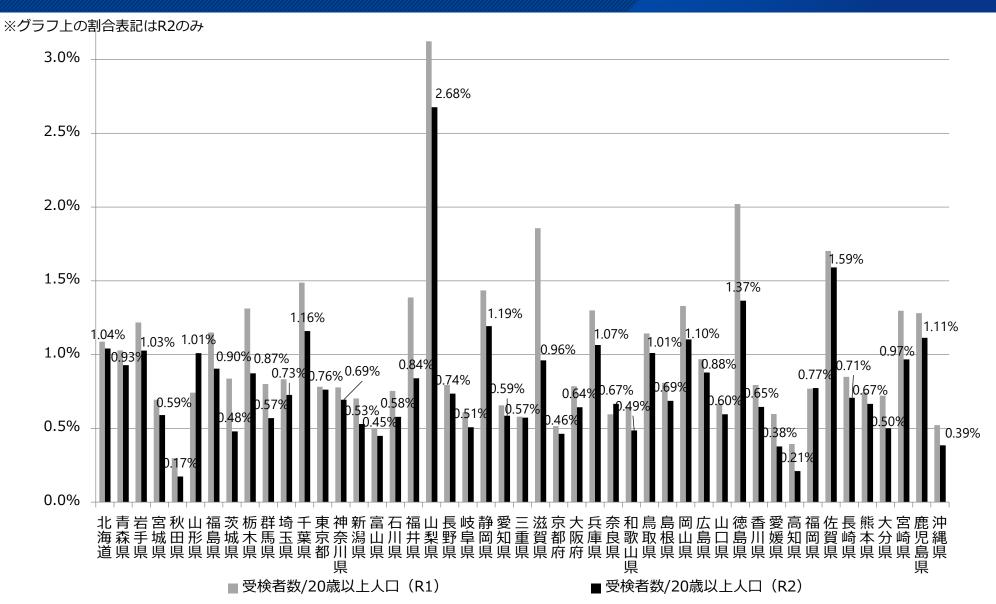
(特定感染症検査等事業+健康増進事業)



「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ) 「令和元年度地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)より

C型肝炎ウイルス検査の受検者数の対20歳以上人口比

(特定感染症検査等事業+健康増進事業)



「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ) 「令和元年度地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)より

都道府県などの肝炎ウイルス検査の実施状況 (令和3年度) 【特定感染症検査等事業】

	肝並	陽性者 フォローアップ		
※括弧内は自治体数		保健所	委託医療機関	の実施
都道府県(47)	47	45 (* 1)	40	46
保健所設置市(87)	84	56	63	79
うち政令指定都市 (20)	20	10	19	19
特別区(23)	23 (* 2)	12	18 (* 2)	23
総数(157)	154	113	121	147

^(※1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保健所における検査を中止したため。

^(※2)地方自治体の独自事業による実施を含む

市町村の肝炎ウイルス検査の実施状況(令和3年度)【健康増進事業】

			肝炎ウイルス	肝炎ウイルス検診の実施			
			実施	無料実施あり			
※括弧内は自治体数			集団健診	委託医療機関	保健所 保健センター		
市町村(1,714)		1,630	1,356	867	15	1,533	
	うち保健所設置市 (87) 	60	33	56	1	60	
	うち政令指定都市 (20)	6	3	4	0	6	
特別区(23)		23	1	23	0	23	
総数(1,737)		1,653	1,357	890	15	1,556	

都道府県などの肝炎ウイルス検査の周知方法(令和3年度) 【特定感染症検査等事業】

	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	HPに 掲載	広報誌に 掲載	役場、保健所 の掲示版 ポスター等	新聞等 マスコミを 使った告知	イベント にて周知	個別 案内	他団体 協力	その他
	都道府県(45/47)	44	16	36	11	15	2	8	8
保健	保健所設置市 (56/87)	55	38	20	4	8	6	2	12
所実施	うち政令指定都市(10/20)	9	2	4	0	1	2	1	2
	特別区(12/23)	11	9	2	0	0	1	0	2
委託	都道府県(40/47)	40	15	25	12	14	1	9	7
医療	保健所設置市 (63/87)	59	32	31	1	7	17	7	17
機関	うち政令指定都市(19/20)	19	6	12	0	3	7	4	5
実 施	特別区(18/23)	16	12	8	0	2	6	1	1

市町村の肝炎ウイルス検査の周知方法(令和3年度)【健康増進事業】

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)			HPに 掲載	広報誌に 掲載	役場、保健所 の掲示版 ポスター等	新聞等 マスコミを 使った告知	イベン ト にて周 知	手紙等	他団体協力	その他	個別案内 ・勧奨
	(1	市町村 ,630/1,714)	1,212	1,226	343	31	64	1,076	107	392	1,354
		うち保健所設置 市(60/87)	59	49	36	4	6	41	9	18	51
		うち政令指定 都市(6/20)	6	5	2	0	0	5	0	1	6
特別区(23/23)		以区(23/23)	23	19	13	0	3	13	2	3	22
総数 (1,653/1,737)			1,235	1,245	356	31	67	1,089	109	395	1,376

肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み(令和3年度) 【特定感染症検査等事業】

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数		出張型検査	他の検査と 同時検査	職域健診時に 同時検査	時間外に実施	その他
	都道府県 (45/47)		42	1	17	1
保健	保健所設置市 (56/87)	1	48	-	10	2
所実施	うち政令指定 都市 (10/20)	1	8	-	2	0
	特別区(12/23)	0	10	-	0	0
委	都道府県 (40/47)	9	8	4	11	13
託医療	保健所設置市 (63/87)	3	29	2	22	11
機関実	うち政令指定 都市 (19/20)	2	11	1	5	3
施	特別区(18/23)	0	7	0	9	2

市町村肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み(令和3年度) 【健康増進事業】

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)			出張型検査	他の検査と 同時検査	職域検診時の 同時検査	時間外に実施	その他
市町村 (1,630/1,714)			97	1,541	90	1,037	57
	,	うち保健所設置市 (60/87)	8	57	5	38	2
		うち政令指定都市 (6/20)	0	5	1	3	1
	特別区(23/23)		0	21	1	14	1
総	総数(1,653/1,737)		97	1,562	91	1,051	58

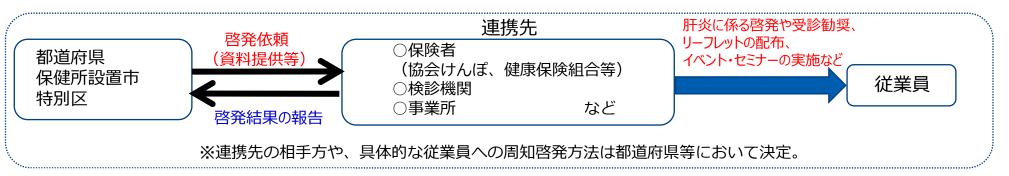
職域検査促進事業について

目的

保険者等による職域における肝炎にかかる啓発や肝炎ウイルス検査の勧奨を行うことにより、職域検診における肝炎ウイルス 検査の実施を促すもの

事業の概要・スキーム

都道府県等が、職域での健康診断を実施する保険者、肝炎ウイルス検査を実施する医療機関(検診機関)、事業所等に対して、 肝炎ウイルス検査の個別勧奨のためリーフレットの提供やイベント・セミナーの実施の委託等を行った場合、それに要する費用 を補助する。(補助先:都道府県、保健所設置市及び特別区 補助率:1/2)



実施状況(令和3年度)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	連携先(複数回答あり)						
※括弧内は実 施している自治 体数	協会け んぽ	健保組合	事業所	健診機関	その他		
都道府県数 (15)	10	6	3	2	3		
保健所設置市 (7)	4	0	0	0	2		

	啓	5り)	
※括弧内は実施 している自治体数	ポスター・ リーフレット作成	イベント・ セミナー・講演会 等	その他
都道府県数 (15)	13	5	3
保健所設置市 (7)	3	0	2

•重症化予防の推進について



肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体が	実施す	る肝炎ウィ	イルス検査

特定感染症検査等事業

健康増進事業

その他(職域検査、妊婦健診、手術前検査)

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、 未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

治療対象

定期検査の費用助成



肝炎治療特別促進事業 (医療費助成)



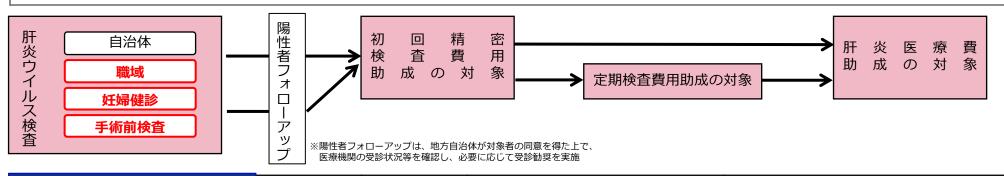
初回精密検査・定期検査費用助成の拡充

初回精密検査費用助成の変遷

【初回精密検査費用の助成対象の拡充】

事業開始時、初回精密検査費用の助成は、自治体検査で陽性となった者が対象

令和元年度より、職域での検査で陽性となった者、令和2年度より、妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者 を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



定期検査費用助成の変遷		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成回数		年1回	年2回	年2回	年2回
対象となる 所得階層	住民税 非課税世帯	無料	無料	無料	無料
が得過僧 及び 自己負担 限度月額	世帯の市町村民税 課税年額 235,000円未満	-	-	自己負担額が 慢性肝炎:3千円 肝硬変・肝がん:6千円 となるよう助成	自己負担額が 慢性肝炎: <mark>2千円</mark> 肝硬変・肝がん: <mark>3千円</mark> となるよう助成

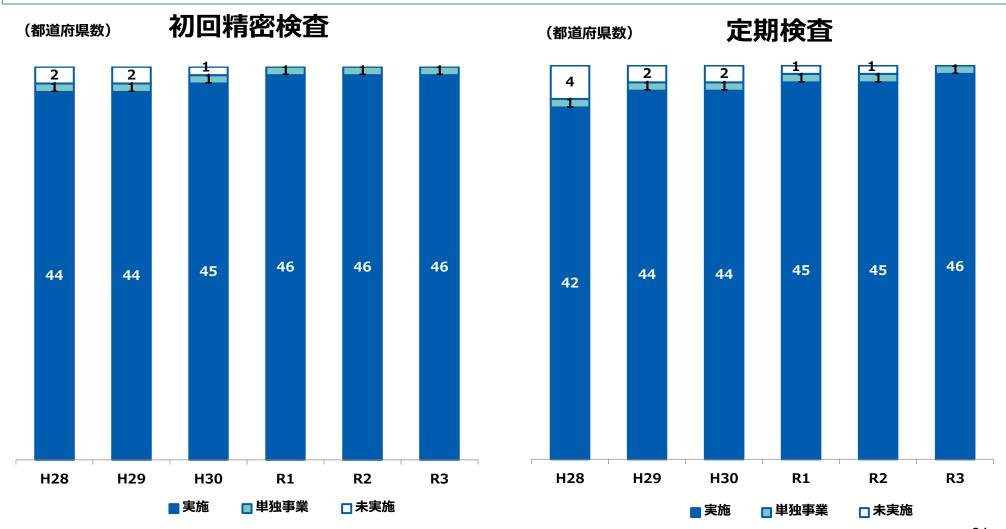
医師の診断書

- |・定期検査費用<u>の初回</u>申請時及び病態進展時に必要
- ・平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能(病態進展時を除く)
 - ・1年以内に肝炎治療特別促進事業で医師の診断書を提出
 - ・医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

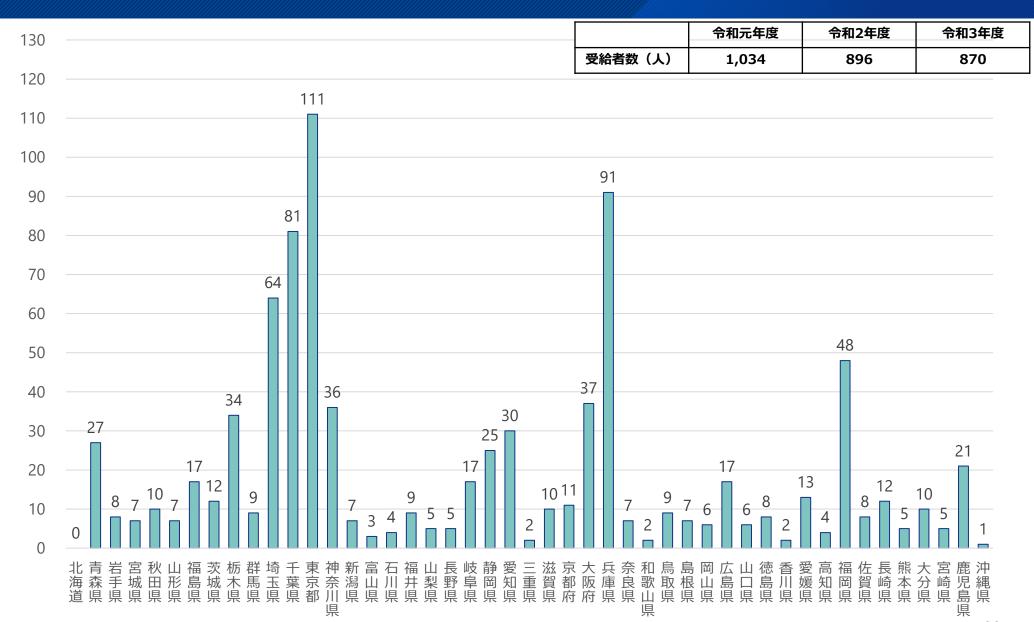
重症化予防推進事業の実施状況

事業概要

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。



初回精密検査費用助成の受給者数(令和3年度)

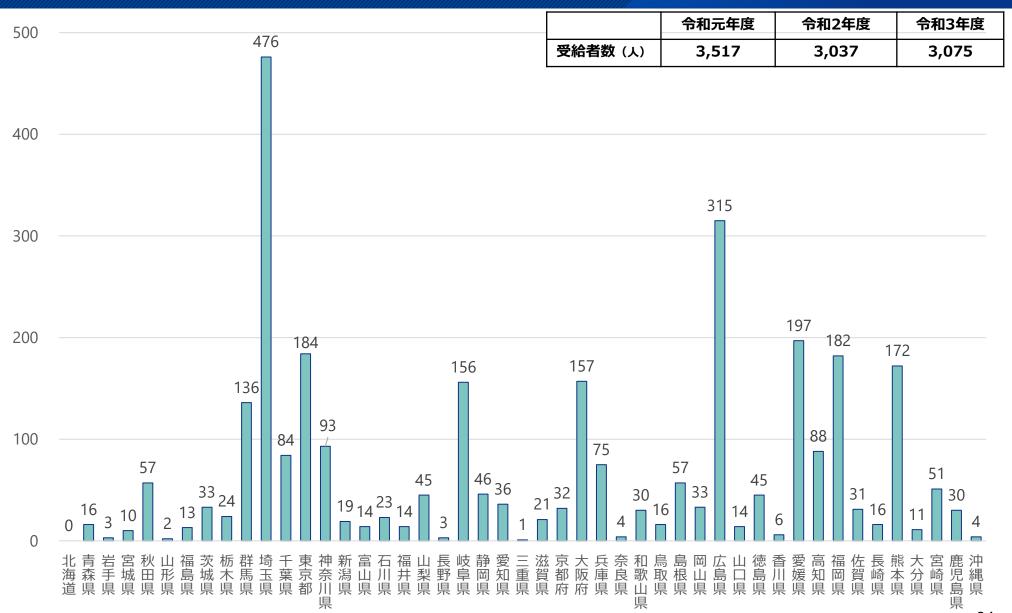


初回精密検査費用助成の受給者数(令和元年度~令和3年度)

自治体名	R1	R2	R3	合計 (R1~R3)
北海道	0	0	0	0
青森県	21	25	27	73
岩手県	5	6	8	19
宮城県	16	10	7	33
秋田県	12	3	10	25
山形県	4	3	7	14
福島県	24	11	17	52
茨城県	31	7	12	50
栃木県	27	29	34	90
群馬県	20	12	9	41
埼玉県	57	51	64	172
千葉県	66	71	81	218
東京都	77	102	111	290
神奈川県	41	36	36	113
新潟県	8	6	7	21
富山県	11	10	3	24
石川県	14	13	4	31
福井県	13	11	9	33
山梨県	8	8	5	21
長野県	5	3	5	13
岐阜県	17	15	17	49
静岡県	51	31	25	107
愛知県	36	40	30	106
三重県	3	4	2	9

自治体名	R1	R2	R3	合計 (R1~R3)
滋賀県	13	7	10	30
京都府	19	18	11	48
大阪府	61	35	37	133
兵庫県	120	112	91	323
奈良県	18	9	7	34
和歌山県	4	10	2	16
鳥取県	9	18	9	36
島根県	9	15	7	31
岡山県	8	9	6	23
広島県	22	24	17	63
山口県	12	13	6	31
徳島県	2	5	8	15
香川県	5	1	2	8
愛媛県	10	6	13	29
高知県	8	1	4	13
福岡県	66	42	48	156
佐賀県	11	7	8	26
長崎県	9	6	12	27
熊本県	17	20	5	42
大分県	11	6	10	27
宮崎県	5	5	5	15
鹿児島県	19	17	21	57
沖縄県	9	3	1	13
合 計	1,034	896	870	2,800

定期検査費用助成の受給者数(令和3年度)



定期検査費用助成の受給者数(令和元年度~令和3年度)

自治体名	R1	R2	R3	合計 (R1~R3)
北海道	0	0	0	0
青森県	29	14	16	59
岩手県	1	2	3	6
宮城県	10	6	10	26
秋田県	74	73	57	204
山形県	2	2	2	6
福島県	20	15	13	48
茨城県	31	26	33	90
栃木県	15	21	24	60
群馬県	147	139	136	422
埼玉県	499	494	476	1,469
千葉県	42	51	84	177
東京都	71	105	184	360
神奈川県	112	112	93	317
新潟県	30	28	19	77
富山県	48	16	14	78
石川県	40	26	23	89
福井県	15	21	14	50
山梨県	41	42	45	128
長野県	2	2	3	7
岐阜県	167	150	156	473
静岡県	151	96	46	293
愛知県	34	43	36	113
三重県	6	2	1	9

自治体名	R1	R2	R3	合計 (R1~R3)
滋賀県	28	18	21	67
京都府	20	40	32	92
大阪府	0	0	157	157
兵庫県	41	68	75	184
奈良県	2	1	4	7
和歌山県	31	36	30	97
鳥取県	24	8	16	48
島根県	67	59	57	183
岡山県	43	49	33	125
広島県	349	386	315	1,050
山口県	15	25	14	54
徳島県	17	30	45	92
香川県	8	8	6	22
愛媛県	255	234	197	686
高知県	109	92	88	289
福岡県	325	174	182	681
佐賀県	34	35	31	100
長崎県	15	20	16	51
熊本県	437	178	172	787
大分県	14	6	11	31
宮崎県	60	41	51	152
鹿児島県	28	35	30	93
沖縄県	8	8	4	20
合 計	3,517	3,037	3,075	9,629

初回精密検査の勧奨方法(令和3年度) 【特定感染症検査等事業】

		受検可能な 医療機関案	医療機関への紹介状の交付	助成制度 の案内	特になし	その他		
※括	弧内は自治体数	内	月1人の交 動	の余内			具体例	
	都道府県(47)	25	16	47	0	3	・フォローアップ制度の案内、 勧奨 等	
保健	保健所設置市(87)	35	25	59	9	6	・医療機関と連携して勧奨して	
所実施	うち政令指定都市(20)	8	2	11	2	1	・医療機関と連携して勧奨している	
	特別区(23)	5	7	9	4	4	・東京都のフォローアップを 紹介 等	
委	都道府県(47)	22	17	38	6	5	・フォローアップ制度の案内、 勧奨 等	
委託医療	保健所設置市(87)	31	15	51	16	7	・健康管理手帳の交付 等	
機関実	うち政令指定都市(20)	9	4	18	1	3	・肝炎手帳、リーフレットの配付 等	
施	特別区(23)	4	2	16	6	1	・東京都のフォローアップを 紹介 等	

初回精密検査後の要医療者に対する勧奨方法(令和3年度) 【特定感染症検査等事業】

		受検可能な	医療機関への	助成制度	ルキ <i>1ー</i> ナッ1	その他		
※括	※括弧内は自治体数		医療機関案内	紹介状の交付	の案内	D案内 特になし		具体例
	都道府県(47	都道府県(47) 保健所設置市(87)		7	42	4	4	・受診状況の確認(調査票の送 付、電話)等
保健所	保健所設置市(8			3	31	38	7	・肝炎かかりつけ医と連携し勧 奨している 等
実施	うち政令指定都市 (20)		3	0	4	9	2	・治療の意義や自己管理の重要 性、日常生活での留意点等につ いて説明 等
	特別区(23)		2	2	6	11	2	・東京都と連携して実施 等
委託			25	7	33	9	7	・肝疾患患者フォローアップシ ステムへの登録勧奨
医療	保健所設置市(8	保健所設置市(87)		1	24	44	11	・健康管理手帳の交付 等
機関実	うち政令指定(20)	都市	4	0	7	11	3	・委託医療機関が指導 等
施	特別区(23)		2	2	8	14	0	

肝炎ウイルス検査の受検、受診及び受療の促進に係る周知

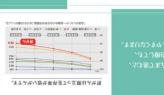
地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているところであるが、 依然として・・・

- ✓ 肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、
- ✔ 精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、 肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く、<u>より丁寧な普及啓発を行う必要。</u>

肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するための周知を行う。

(表) 【周知用リーフレット(厚生労働省作成)】





【京都府の事例(マンガによる周知)】





肝炎ウイルスの感染経路や肝炎の基礎的知識、陽性であった場合の支援制度についても触れ、肝炎ウイルス検査受検や適切な受診について、わかりやすく伝えている。

京都府HP

URL: https://www.pref.kyoto.jp/kentai/doc uments/kanenmanga.pdf 38

※三つ折りにし、ページが開くにつれて情報が展開。

母子健康手帳の任意記載事項様式について

- 母子保健法施行規則第7条において、厚生労働省令で様式が定められた省令様式のほか、日常生活上の注意や乳幼児の養育に必要な情報などを示した面を別に設けるものとされています(いわゆる「任意様式」)。
- 任意様式については、「母子健康手帳、母子保健情報 等に関する検討会中間報告書」(令和 4 年 9 月 20 日取りまとめ。以下「中間報 告書」という。)において、主として電子的に提供することが適当とされ、以下 のウェブサイトに掲載することを予定されています。

【母子健康手帳情報支援サイト(2023 年1月事前公開 、2023年 4 月本公開) https://mchbook.cfa.go.jp

○ 主な内容は、日常生活上の注意、子育て上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報などと なっていますが、各市町村の判断で、独自の制度など具体的な記載内容を作成することが可能です。

令和5年度改正(すこやかな妊娠と出産のために)

◎妊婦健康診査で肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ

HBs抗原が陽性(+)であった場合は、B型肝炎ウイルスに感染しています。 また、HCV抗体が陽性(+)であった場合は、C型肝炎ウイルスに感染しています。 いずれも、自覚症状がないまま、将来、肝炎や肝硬変、肝がんになる可能性があります。 必ず受診し、精密検査を受けましょう。

初回精密検査や定期検査、肝炎の治療の費用助成を受けられる場合があります。お住まいの都道府県や、肝疾患相談・支援センターへご相談ください。

厚生労働省のHPでも費用助成の詳細を掲載しています。

- ※ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業
- ※肝疾患相談・支援センター

啓発リーフレット



• 肝疾患治療の促進について

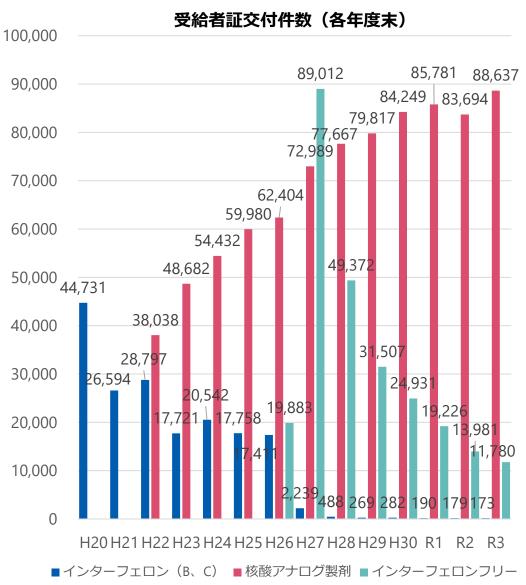


肝炎治療促進のための環境整備

肝炎治療特別促進事業(医療費助成)

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン・リバビリン併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則1万円(ただし、上位所得階層については2万円)
財源負担	国:1/2 都道府県:1/2



令和3年度医療費助成(都道府県別受給件数)

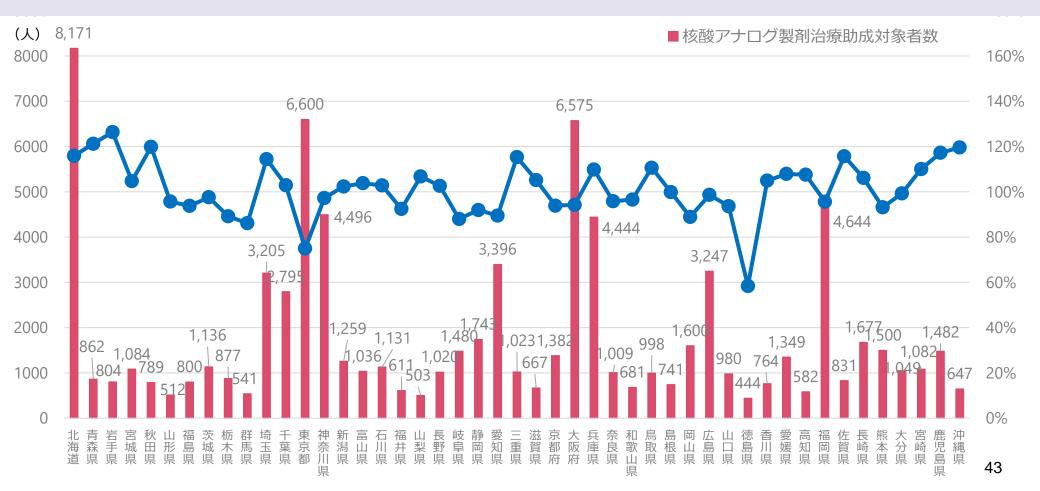
自治体名	インターフェロン (件)	インターフェロンフリー (件)	核酸アナログ製剤 (件)		
北海道	3	516	8,108		
青森県	0	138	920		
岩手県	5	83	874		
宮城県	0	193	1,125		
秋田県	0	59	818		
山形県	1	63	524		
福島県	1	160	885		
茨城県	0	375	1,100		
栃木県	0	301	913		
群馬県	1	244	537		
埼玉県	4	634	3,515		
千葉県	6	553	2,826		
東京都	22	913	7,042		
神奈川県	8	709	4,690		
新潟県	1	97	1,252		
富山県	1	82	1,109		
石川県	0	97	1,171		
福井県	0	58	772		
山梨県	1	100	488		
長野県	0	168	1,140		
岐阜県	1	168	1,571		
静岡県	2	386	2,129		
愛知県	5	536	3,494		
三重県	0	137	1,099		

インターフェロン (件)	インターフェロンフリー (件)	 核酸アナログ製剤 (件)	
0	127	739	
3	216	1,415	
20	979	6,965	
63	524	4,684	
2	116	1,064	
3	168	740	
0	61	1,006	
0	74	876	
0	160	1,657	
1	316	3,388	
0	149	1,014	
0	83	733	
2	116	836	
9	159	1,420	
0	58	566	
3	739	4,675	
0	158	808	
0	126	1,892	
0	261	1,489	
1	148	1,115	
1	86	1,129	
3	126	1,580	
0	60	744	
173	11,780	88,637	
	(#) 0 3 20 63 2 3 0 0 0 0 1 0 2 9 0 3 0 0 0 1 1 1 1 1 3	(#) (#) 0 127 3 216 20 979 63 524 2 116 3 168 0 61 0 74 0 160 1 316 0 149 0 83 2 116 9 159 0 58 3 739 0 158 0 261 1 148 1 86 3 126 0 60	

核酸アナログ製剤治療助成受給者の割合(都道府県別)

全国平均: 98.6% 折れ線グラフ:核酸アナログ製剤治療助成受給者数(H30)※1/B型肝炎治療患者数(H30)※2

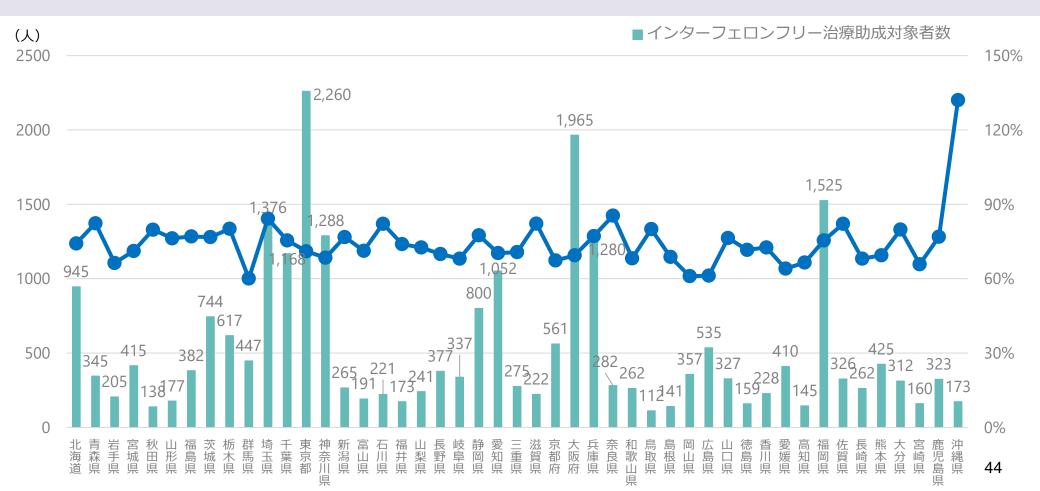
- ※1「平成30年度肝炎医療費支払状況等調」(厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室調べ)
- ※2 厚生労働科学研究費 肝炎等克服政策研究事業「肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス肝炎排除への方策に資する疫学研究(19HC1001)」 (広島大学 田中 純子先生)
 - ・都道府県別の患者数は、医療機関所在地をもとに集計していることから、複数の都道府県の医療機関を受診している患者はそれぞれの都道府県の患者数として集計している。
 - ・医薬品の処方有無をもとに集計していることから、治療中止等の考慮はしていない。複数治療の医薬品の処方があった患者は重複して集計している。



インターフェロンフリー治療治療助成受給者の割合(都道府県別)

全国平均: 73.0% 折れ線グラフ: インターフェロンフリー治療助成受給者数(H30)※1/C型肝炎治療患者数(H30)※2

- ※1「平成30年度肝炎医療費支払状況等調」(厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室調べ)
- ※2 厚生労働科学研究費 肝炎等克服政策研究事業「肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス肝炎排除への方策に資する疫学研究(19HC1001)」 (広島大学 田中 純子先生)
 - ・都道府県別の患者数は、医療機関所在地をもとに集計していることから、複数の都道府県の医療機関を受診している患者はそれぞれの都道府県の患者数として集計している。
 - ・医薬品の処方有無をもとに集計していることから、治療中止等の考慮はしていない。複数治療の医薬品の処方があった患者は重複して集計している。



• 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。(平成30年12月開始、令和3年4月見直し)

【助成対象】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 *1
住民税非課税	」 フロ	35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額				
【70成以工】	共 担制口	外来				
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1			
住民税非課税 Ⅱ	75歳以上	8,000円	24,600円			
住民税非課税 I	1割又は2割	0,0001	15,000円			

※1:多数回該当44,400円 (12月以内に4回目以上)

※2:多数回該当24,600円

※3:年上限14.4万円

後期高齢者2割負担の方 については令和7年9月

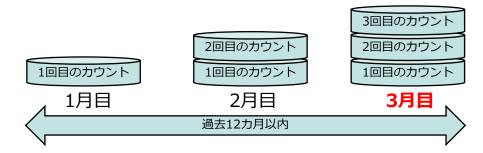
末まで配慮措置あり

✓ 入院医療

外来医療(分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬、肝動注化学療法等)

令和5年度から外来医療に 「**粒子線治療」**を追加予定。

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が3月目から自己負担1万円



【令和3年4月の見直し内容】

- ・外来医療を対象に追加
- ・助成開始の対象月数を 4月から3月に短縮

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績(暫定値)

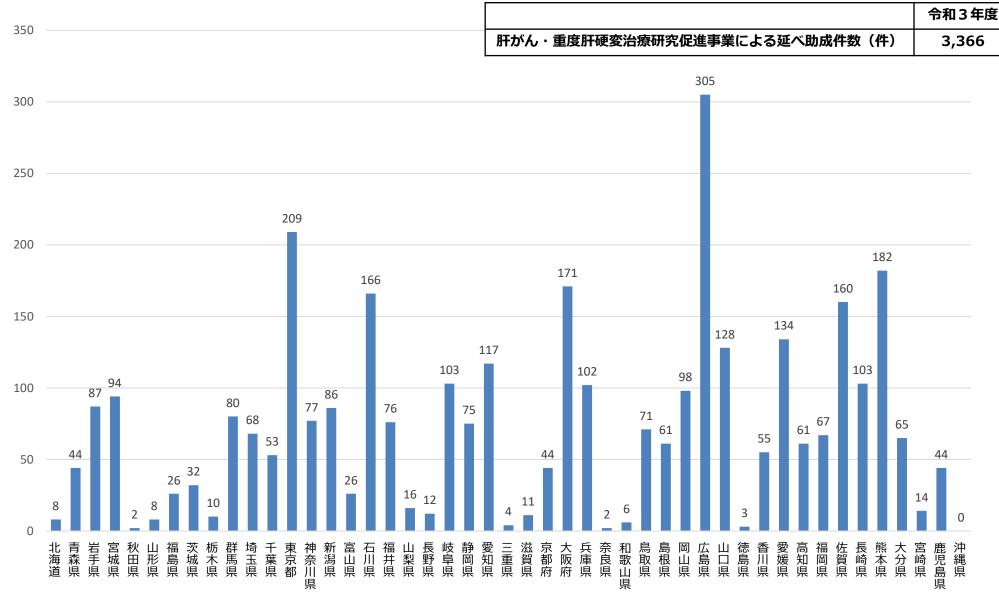
- 令和2年度と比較して、令和3年度の<u>助成件数は約3倍</u>に増加
- 令和3年度の助成件数のうち、<u>約半数は外来医療</u>への助成
- 令和3年度末までの助成実績を都道府県からの報告を基に、<u>令和5年1月31日現在</u>で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況に より追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

年月	H 3 0 R元 R		R 2		R 3 年度											
十万	年度	年度	年度	R 3計	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月
新規認定	88	378	232	848	19	38	71	93	84	101	81	79	83	69	62	68
助成件数	170	859	971	3,366	155	177	210	245	264	324	313	344	357	332	319	326
	آ	ち外来のほ	助成件数	1,778	47	73	109	117	141	174	177	205	192	180	175	188

- ※新規認定件数:本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。
- ※助成件数:参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。
- ※H30年度は、H30年12月(事業開始)からH31年3月までの実績。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数(令和3年度)



肝疾患診療連携拠点病院における取組の工夫

令和3年度実績の特徴

- 令和3年度の助成件数のうち、約半数は肝疾患診療連携拠点病院(拠点病院)での実績。
- 拠点病院間の実績の差が大きく、都道府県別の助成実績は、拠点病院の実績に左右される傾向。
 - → 令和3年度の助成件数が多かった都道府県:
 広島県、東京都、熊本県、大阪府、石川県、佐賀県、愛媛県、山口県、愛知県、岐阜県、長崎県
 - → 令和3年度の助成件数が多かった拠点病院(令和4年8月調べ):
 広島大学病院、熊本大学病院、武蔵野赤十字病院、金沢大学附属病院、福山市民病院、 岩手医科大学附属病院、福井県済生会病院、佐賀大学医学部附属病院、新潟大学医歯学総合病院、 大阪公立大学医学部附属病院、高知大学医学部附属病院
- 拠点病院以外の指定医療機関における取組が進んでいない。

実績が増えている拠点病院に共通する取組

本事業の利用実績が増えている拠点病院においては、次のような取組が見られる。

- 病院内の医療関係者・医事課への制度の周知が十分されている。また、患者に向けた制度の周知も進んでいる。
- 医療従事者、医事課、肝疾患相談支援センター、肝炎医療コーディネーターらが<u>それぞれの役割を分担して連携</u>し、 対象患者の抽出から情報提供、申請サポート、申請後のフォローアップの仕組みを構築している。
- ⇒ 好事例の横展開等により、医療機関の取組を引き続き支援していく。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のポスター等



肝ナビ

- ○指定医療機関、肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム(肝炎情報センターが管理、運営)
 - ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関、肝炎ウイルス検査を受けられる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関等の検索が可能。

全国

「肝炎」のことならここから検索

Q肝炎医療ナビゲーションシステム

| 🏲 HOME | 🕜 ご利用方法 | 💌 お問い合わせ |

現在の地域

全国

肝ナビ(肝炎医療ナビゲーションシステム)は、Web上で地図の位置や付随する情報を発信する検索ツールです。 拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、指定医療機関(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)等の検索が可能です。 >> 携帯電話(フィーチャーフォン)はこちらにアクセスしてください。

各データについては2016年から現在までに収集した情報が表示されており、今後も随時更新されます。

肝炎検査を受けられる病院を表示するときは「肝炎検査」ボタンを肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関を表示するときは「指 定医療機関」ボタンをそれぞれクリックすることで表示内容が切り替わります。

肝炎検査

指定医療機関

🕰 地図から探す

▶ アイコンの説明



右のボタンをクリックすると 地図から肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業の指定医療機関を 検索できます。

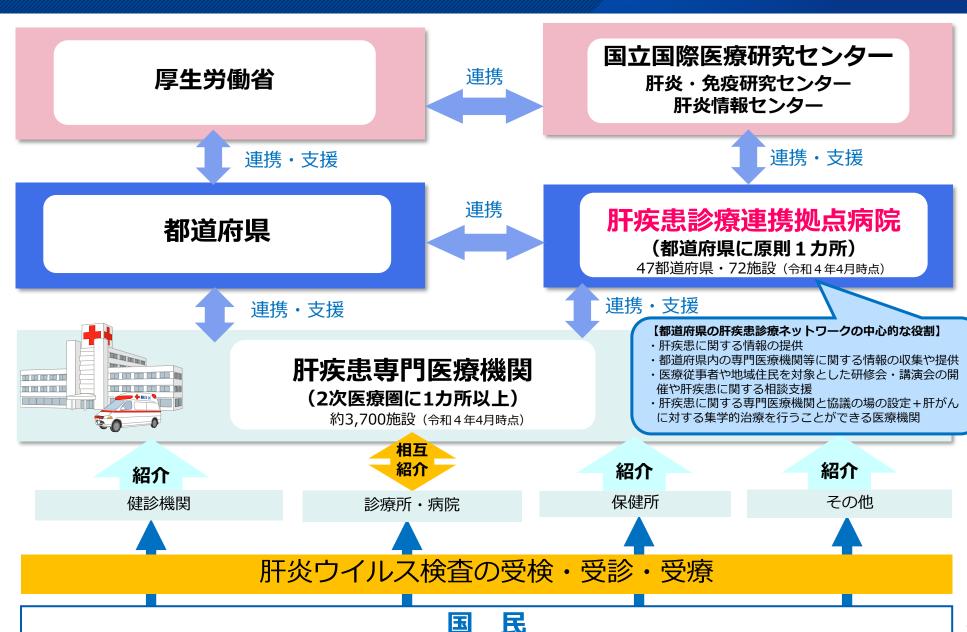
全国地図から探す

ボタンを押すと全国の地図が開きます

• 肝疾患診療体制の整備



肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



肝炎対策に係る意見交換会の実施

肝炎対策基本指針 (令和4年3月7日改正) 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項 (3) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進 抜粋

国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を 地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、<u>更に必要な意見交換を行うものとする。</u>

肝炎対策に係る課題の把握や肝がん事業の助成実績の向上に向けた対応を検討するため、関係者との意見交換会を実施

①石川県開催(令和3年12月21日)

- 出席者肝炎対策推進室、石川県庁、金沢大学附属病院(拠点病院)、米澤敦子氏、及川綾子氏、江口有一郎氏
- 議 題
 - (1) 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業について
 - (2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
 - (3) 肝炎医療コーディネーターについて
 - (4) 石川県の肝炎対策に係る主な計画の目標について
 - (5) 患者の立場から
 - (6) その他

②埼玉県開催(令和4年6月28日)

- 出席者肝炎対策推進室、肝炎情報センター、埼玉県庁、 埼玉医科大学病院(拠点病院)、江口有一郎氏
- 議 題
 - (1) 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業(初回精密検査、定期検査)について
 - (2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
 - (3) 肝炎医療コーディネーターについて
 - (4) 埼玉県の肝炎対策に係る主な計画の目標について

(5) その他

③佐賀県開催(令和4年9月20日)

- 出席者厚生労働省健康行政特別参与 杉 良太郎氏、肝炎対策推進室、 佐賀県庁、佐賀大学 肝疾患センター、 佐賀県医師会、 佐賀県肝癌対策医会、江口有一郎氏、米澤 敦子氏 他
- 議 題
 - (1) 佐賀県におけるこれまでの肝炎対策
 - (2) 肝炎医療コーディネーターについて
 - (3) 患者会との連携
 - (4) 非肝臓専門医との連携
 - (5)新たな肝がんの原因
 - (6) 今後の対策等



肝炎情報センター戦略的強化事業について

令和 5 年度予算案 1.9 億円 (1.6 億円) ※() 內は前年度予算額

1 事業の目的

国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター(以下「肝炎情報センター」という。)が、支援機能の戦略的な強化に資するための事業を実施することで、都道府県の指定する肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」)及び肝疾患専門医療機関における地域連携体制の強化、並びに肝炎患者等に対する支援体制の強化を図り、もって地域における肝炎医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

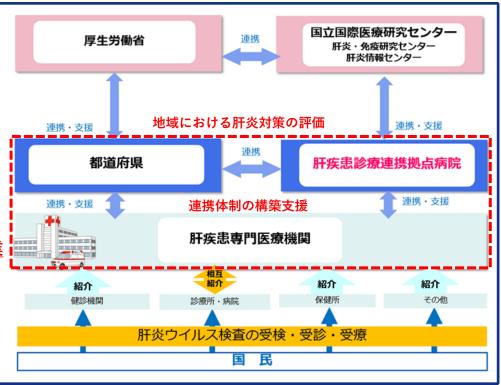
【主な事業】

- 肝炎対策地域ブロック戦略会議
- 情報発信力強化戦略会議
- 肝疾患患者相談支援システム事業
- 肝炎専門医療従事者の研修事業
- 一般医療従事者の研修事業
- 市民公開講座、肝臓病教室の開催
- 家族支援講座の開催

【追加】

○ 地域における肝炎対策の評価・連携体制構築支援事業

肝炎医療の均てん化を図るため、肝炎情報センターが、 都道府県における肝炎対策の実施状況を把握し、指標を 元にした評価を行うとともに、都道府県が肝疾患診療連 携拠点病院や地域の医療機関等との連携体制を構築する ための支援を行う。



拠点病院等連絡協議会の開催状況(令和3年度)

○令和3年度は、拠点病院等連絡協議会を開催した都道府県が増加。

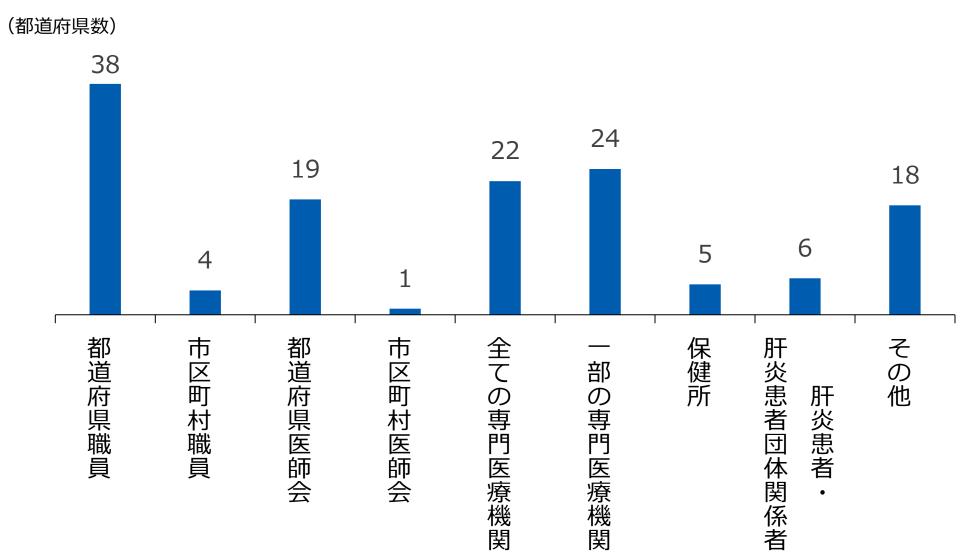
拠点病	43 (36)		
		1 🗇	33 (30)
	開催回数(県内の合計) ※書面開催を含む	2 回	8 (6)
		3回以上	2 (0)
肝炎対	7 (1)		

複数の拠点病院がある場合の開催状況(※複数の拠点病院がある都道府県は15)

拠点病院ごとに連携をとり開催	10 (9)
各拠点病院単独で開催	5 (3)

※括弧内は令和2年度

拠点病院等連絡協議会の構成メンバー(令和3年度)



その他の構成メンバー:地域の医療機関、薬剤師会、看護協会、栄養士会、学識経験者等

拠点病院等連絡協議会の主な議題(令和3年度)

	都道府県数
肝炎医療に関する情報の提供	35 (31)
都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や 提供	18 (19)
医療従事者を対象とした研修等に関する情報提供	23 (25)
肝炎患者やその家族、地域住民等に対する講演会等に 関する情報提供	12 (20)
専門医療機関等との協議	15 (17)
その他(※)	11 (7)

その他の内容:肝炎対策協議会における実績報告、肝炎治療特別促進事業の実施状況、翌年度予算案の報告、職域向けウイルス性肝炎研修会について等

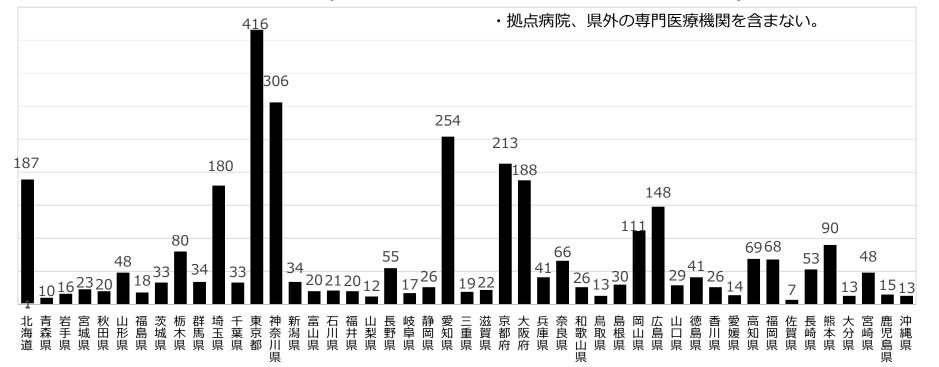
肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の選定状況(令和3年度)

1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況:全国71か所(令和3年度)

- 71か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置
- 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。(括弧内は箇所数)

北海道 (3)秋田県 (2) 東京都 (2) 神奈川県(5) 富山県 (2) 静岡県 (2) 愛知県 (4)滋賀県 (2)京都府 香川県 (2) 大阪府 (5) 和歌山県(2) 広島県 (2)

2. 専門医療機関の選定状況:全国3,226か所(令和3年度)※令和2年度は3,140カ所



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況(令和3年度)

○令和3年度は、47都道府県全ての専門医療機関が指定要件を満たした。

	専門医療 機関を指定	指定要件を 定めている	厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定	要件を満たしているかを定期的に把握	要件を満たしているかを 認定時のみに把握				
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	45 (45)	2 (2)	22(21)	25 (26)				

		都道府県				
全ての	全ての要件を満たしている					
満た	①専門的な知識を持つ医師による診断(活動度及び病期を含む)と治療方針の決定が可能	0 (0)				
して て	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	0 (0)				
いない	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	0 (0)				
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	0 (2)				
医療機関がある	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	0 (4)				
ある	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	0 (2)				

(上記①~⑥のうち①~③が必要的要件。ただし、①については緩和措置有り。)

※括弧内は令和2年度

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の一部改正について

肝炎医療コーディネーターの養成は、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知別紙)に基づき行われているところであるが、令和4年3月7日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。)第5(2)イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされていることを踏まえ、一部を改正するもの。改正の主な観点については、以下のとおり。

肝炎医療コーディネーター養成後の活躍の推進

- 都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上(スキルアップ)、連携の強化などについて主導的な役割を果たし、活躍の推進に取り組むことが求められる。
- さらに、都道府県は、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、<mark>肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要</mark>である。

患者コーディネーターの役割への理解

- 患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会会員などに配置された肝炎医療コーディネーターは、身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者等やその家族等などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる。患者会会員等においては、肝炎患者等やその家族等の経験や思いに共感し、当事者の視点で、橋渡し役となることが期待される。
- 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。当事者の視点で支援にあたることも有意義であることから、患者やその家族等の話を直接聞く機会を設けることなども積極的に検討されたい。

肝炎医療コーディネーターが習得する内容の明記

【肝炎患者等に係る支援制度】

○ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度について、概要や 窓口などの基本的知識を習得する。

【肝炎患者等の人権の尊重に関する事項】

○ 肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、 肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。 60

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知令和5年2月3日一部改正 参照

肝炎対策のステップ

肝炎対策基本指針 の目標



ステップ0 「**予防**」



ステップ1 「**受検**」



ステップ2 **「受診」**



ステップ3 **「受療」**



3

国民

- ・肝炎に関する基本的な知識の普及・啓発
- ・B型肝炎ワクチンの 定期接種
- ・相談窓口の案内
- ・肝炎ウイルス検査 の受検勧奨
- ・検査が受けられる 医療機関、検診 機関の紹介
- ・肝炎検査陽性者 への受診勧奨
- ・専門医療機関や拠点 病院、肝疾患相談の 紹介
- 初回精密検査や定期 検査費用助成の案内
- 医療費助成や障害者 手帳等の制度の案内
- ·服薬指導
- ・仕事と治療の両立 支援
- ・抗ウイルス治療後の 定期受診の勧奨

移行者を減らす肝硬変・肝がんへの

肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして 患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整(コーディネート)する

保健師

患者会 自治会等











看護師



歯科医師



臨床検査技師



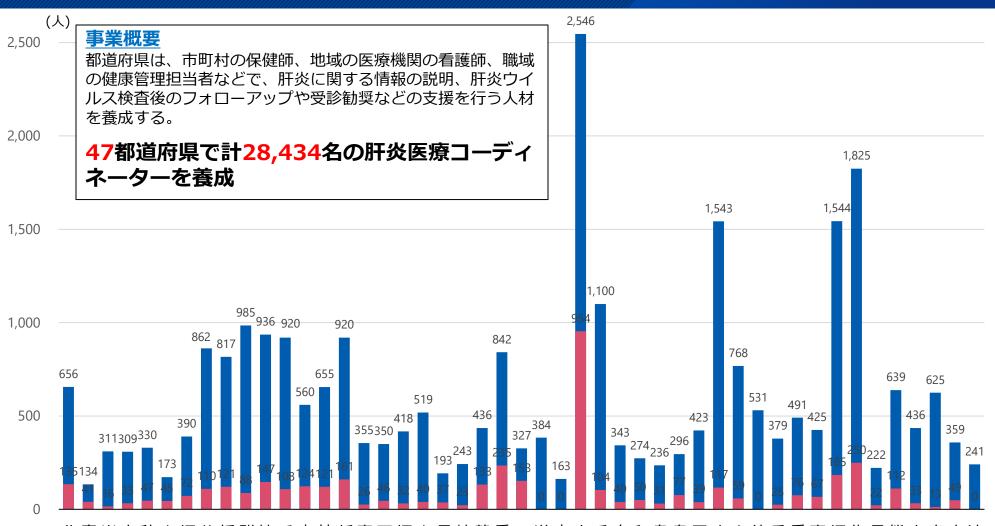




身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。

肝炎医療コーディネーターの養成数

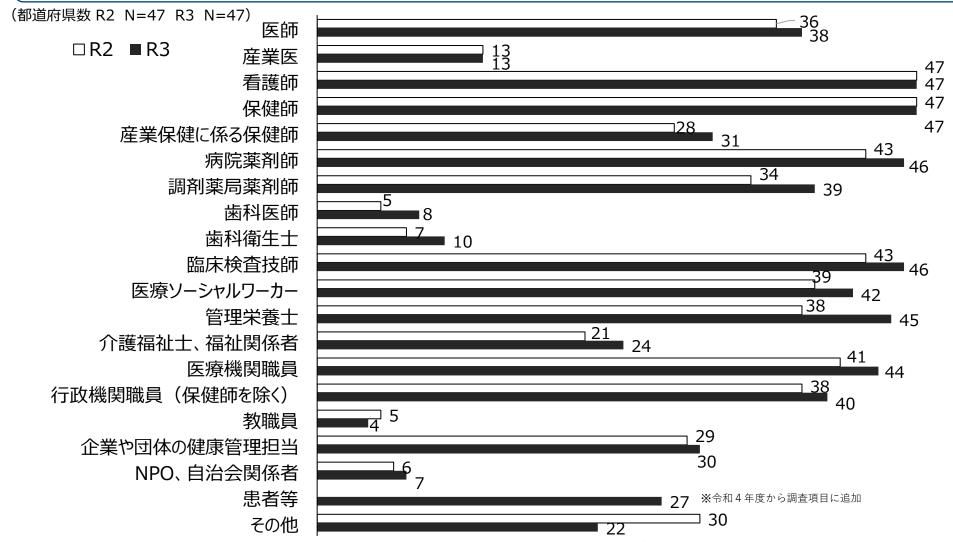


■ コーディネーター数 総数

■ コーディネーター数 3年度新規

肝炎医療コーディネーターの職種(令和3年度)

○肝炎医療コーディネーターの養成者数増加により、全体的に数値が増加している。特に、調剤薬局薬剤師、管理栄養士の肝炎医療コーディネーター養成が増加している。

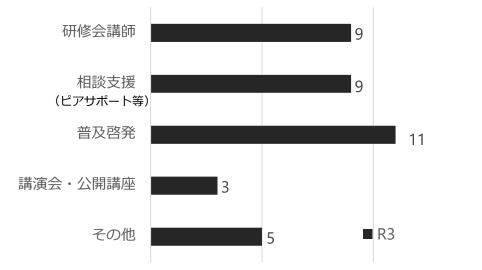


肝炎医療コーディネーターにおける肝炎患者等の参画状況

- ○27都道府県において、176名の肝炎患者等が肝炎医療コーディネーターとして養成されている。 肝炎患者等である肝炎医療コーディネーターの主な活動は、「普及啓発」が多い。
- ■肝炎患者等を肝炎医療コーディネーターとして 養成している都道府県及びその人数

							(人)
岩	手	県	1	大	阪	府	36
宮	城	県	1	兵	庫	県	45
秋	田	県	5	鳥	取	県	4
茨	城	県	2	島	根	県	3
栃	木	県	9	広	島	県	4
群	馬	県	2	徳	島	県	2
埼	玉	県	10	香	Ш	県	2
千	葉	県	14	福	岡	県	1
東	京	都	1	佐	賀	県	2
神	奈 川	県	4	長	崎	県	1
長	野	県	7	大	分	県	1
静	岡	県	5	鹿	児 島	県	8
愛	知	県	1	沖	縄	県	2
滋	賀	県	3		計		176

■肝炎患者等である肝炎医療コーディネーターの主な活動



その他の内容: 肝炎対策協議会委員として参画、メルマガの発行、

所属企業内での肝炎ウイルス検査導入の働きかけ 等

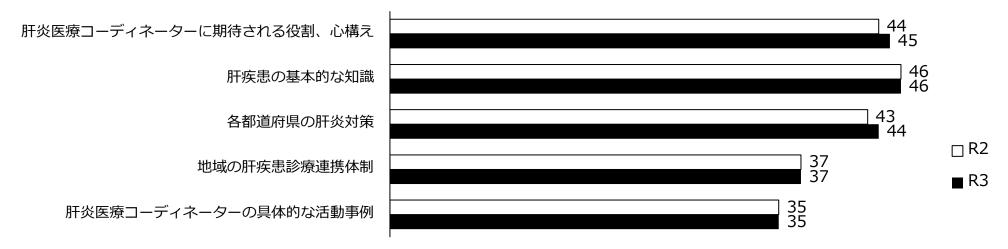
【参考】

肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知 令和5年2月3日一部改正) 抄

- 5. 肝炎医療コーディネーターの養成
- (1) 対象者
- なお、肝炎患者等やその家族等が肝炎医療コーディネーターとなり、経験や思いに共感し、当事者の視点で支援にあたることも有意義と考えられる。
- (2)内容
- 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。当事者の視点で支援にあたることも有意義であることから、患者やその家族等の話を直接聞く機会を設けることなども積極的に検討されたい。あわせて、患者の権利擁護、偏見や差別の防止とともに、個人情報の取扱いについても理解する。

肝炎医療コーディネーターの養成等(令和3年度)

- ○「肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え」について取り上げている自治体が増加した。 養成研修の内容については、全ての都道府県において、拠点病院と連携し検討している。
- 肝炎医療コーディネーターの養成研修の内容



■肝炎医療コーディネーターの養成研修の内容について、拠点病院と連携

研修の内容について拠点病院に相談や連携し、検討をしている	47
研修の内容について都道府県のみで検討している	0

■肝炎医療コーディネーターの養成研修の開催方法について (複数回答あり)

	集合研修	eラーニングやオンライン研修	教材や書類による自習	その他
都道府県数 R3(n=47)	18	40	1	3

肝炎医療コーディネーターの認定等(令和3年度)

○全ての都道府県において、肝炎医療コーディネーターの名簿を作成している。

■ 肝炎医療コーディネーターの認定等の方法

	研修及び試験	研修のみ	試験のみ	その他
都道府県数 R3(n=47)	25	16	0	6

その他の内容:研修の修了及び活動への同意、養成研修の修了かつ所属機関の長が適正と認めた場合、

研修の終了及び本人からの申請、研修への参加及びレポートの提出により認定等

■ 肝炎医療コーディネーターの認定など

		ーター認定の りな更新	コーディネーターの名簿				
	定期的に更新	一度認定したら 更新なし	名簿を作成 (定期的に更新)	名簿を作成 (更新なし)	名簿を 作成していない		
都道府県数 R2(n=47)	25	22	39	8	0		
都道府県数 R3(n=47)	26	21	38	9	0		

肝炎医療コーディネーターの技能向上、活動支援(令和3年度)

○ 新型コロナウイルスの影響により対面での研修等が減少した一方で、インターネット等を活用した 情報提供を行う自治体が増加した。

	コーディネー	ターの技能向上の	取組(複数回答あり)	研修の実施内容 (複数回答あり)			
	研修を実施	文書やインター ネットを使用した 情報提供を実施	研修を実施していな い	講演会、講義	グループ ワーク	情報交換会	
都道府県数 R2(n=47)	37	15	8	36	11	12	
都道府県数 R3(n=47)	36	17	8	34	9	10	

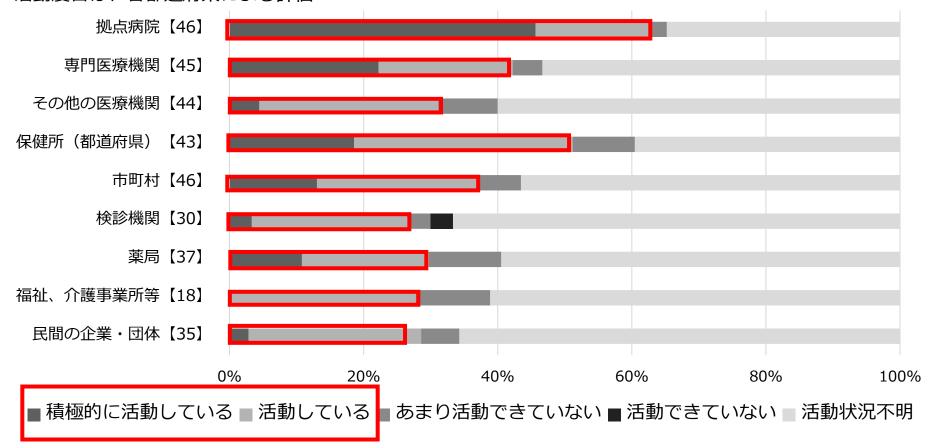
^{※「}肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知 令和5年2月3日一部改正)別紙6(2)より各都道府県又は都道府県から委託を受けた拠点病院等は、(中略)<u>肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上(スキルアップ)を図るように努める</u>こと。

	コーディネーターへの活動支援 (複数回答あり)								
	コーディネーター が相談できる体制 を整えている 要望を聞く機会を 設けている		コーディネーターを 配置している機関の リストを公表している	コーディネーター バッチなどを 作成している	特にない				
都道府県数 R2(n=47)	21	13	29	30	3				
都道府県数 R3(n=47)	20	14	29	31	4				

肝炎医療コーディネーターの活動場所と活動割合(令和3年度)

○コーディネーターの活動度合が、拠点病院や保健所で高いと評価している都道府県が多い。

- ・【 】内は、当該場所に肝炎医療コーディネーターを配置している都道府県の数(n=47)
- 活動度合は、各都道府県による評価



• 普及啓発



都道府県における普及啓発の実施状況(令和3年度)

		ポスターの作成							リーフレットの作成							
	掲示・配布先								西己不	市先						
		庁舎内 に掲示	保健所 等に配 布	医療機 関に配 布	薬局に 配布	企業に 配布	その他		庁舎内 で配布	保健所 等に配 布	医療機 関に配 布	薬局に 配布	企業に 配布	啓発イ ベント で配布	肝Co に配布 依頼	その他
都道府県 (47)	11	10	10	9	2	3	3	35	17	34	29	8	6	12	6	6

		啓発に活用しているメディア・媒体								
	テレビ	ラジオ	新聞	SNS	ホームページ	広報誌	メール マガジ ン			
都道府県 (47)	10	13	9	5	42	16	5			

(その他の取組)

- 県内情報誌
- ・肝臓週間にあわせ庁舎内にてパネル展を実施
- Youtube
- ・庁舎内の電子モニター等の案内板を活用した啓発

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要



概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」(平成23年5月16日制定、令和4年3月7日改正)に基づき(※)、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多**種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。

(※) 基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向 (5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重」において、『肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- 1. 広報戦略の策定
- 2. 情報発信(メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用)
- 3. イベントの実施(日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施)
- 4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援

- 5. パートナー企業・団体との活動
- 6. 広報技術支援(行政の広報施策のサポート)
- 7. 国民運動の効果検証
- 8. 運営事務局の設置

⇒ 肝炎の『早期発見』『早期治療』を重点的に訴求 (全ての国民が一度は受検する必要のある「肝炎ウイルス検査」の積極推進)

政策課題解決型の戦略的広報の展開

「令和4年度の主な活動]

- (1)全体イベントの実施
 - ・7/25「知って、肝炎プロジェクト世界・日本肝炎デー2022」開催
- (2) 自治体・関係団体向けの啓発活動
 - ・京都府・徳島県・愛媛県・熊本市・岡崎市における積極的広報の実施
 - ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への訪問の実施 [39都道府県、33市町村、5団体を訪問 (令和4年12月時点)] (平成26年からの累計)

(3)情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報(新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告)
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

(4) その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

[知って、肝炎プロジェクト スペシャルサポーター等]

(健康行政特別参与) 杉 良太郎 (肝炎対策特別大使) 伍代 夏子 (肝炎対策広報大使) 徳光 和夫 (スペシャルサポーター)

朝日奈央、石川ひとみ、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE TRIBE、SKE48、STU48、NMB48、NGT48、小橋 建太、コロッケ、島谷 ひとみ、清水 宏保、 瀬川 瑛子、高島 礼子、高橋 みなみ、乃木坂46、野呂佳代、的場 浩司、山川 豊、山本 譲二

知って、肝炎プロジェクト都道府県表敬訪問実績



肝炎総合対策推進国民運動事業『知って、肝炎プロジェクト』

令和4年度の活動報告



啓発資材の制作

啓発ポスター・リーフレット



啓発動画



「コロッケさん、肝炎です」(75秒)



「徳光さん、肝炎です」(15秒)



「瀬川さん、肝炎です」(15秒)



「コロッケさん、肝炎です」(15秒)

世界・日本肝炎デー(肝臓週間)イベントの実施

知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー2022 「肝炎対策事業功労者厚生労働大臣表彰」表彰式を開催



厚生労働大臣





受賞者



伍代 夏子氏



瀬川 瑛子氏



EXILE TRIBE 代表 HIRO氏(左)、TETSUYA氏(右)



AKB48 代表 向井地 美音氏

ラジオ特番



TOKYO FM サンデースペシャル『知って、肝炎プロジェクトPresents

「真夏の健康対策会議」』

放送日 8月7日(日)19:00~19:55

出演者:野呂佳代氏

ゲスト: 杉良太郎氏、伍代夏子氏、瀬川瑛子氏、EXILE TETSUYA氏

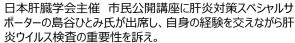
メディア露出(TV・新聞・週刊誌・WEB等)



肝臓週間に合わせた市民公開講座に、スペシャルサポーターが出席

日本肝臓学会 市民公開講座







積極的広報地域での取組ー熊本市

「肝がんゼロを目指して」 街頭キャンペーン(7/3)

出演者:

田中靖人氏(熊本大学病院 肝疾患センター長)

田中伊桜莉氏、地頭江音々氏(HKT48)

場所:熊本駅前アミュひろば









あなたの肝

コロッケ氏による熊本弁での検査呼びかけも実施。 (ビデオメッセージ)

日本消化器病学会九州支部例会での特別トークイベント(12/3)

出演者:

高橋みなみ氏

田中靖人氏(熊本大学病院 肝疾患センター長)

大西一史氏(熊本市長) 場所:熊本城シビックホール







積極的広報地域での取組 一京都府

地元サッカーチームとのコラボ(9/10)

京都サンガF.C. × 「知って、肝炎プロジェクト」肝炎啓発イベント

出演者:中島颯太氏、瀬口黎弥氏

(FANTASTICS form EXILE TRIBE)

場所:かめきたサンガ広場、サンガスタジアム(亀岡市)



←試合前にステージイベントを実施

中島颯太氏



瀬口黎弥氏





←試合会場に啓発ブースを設置

ラジオ番組での啓発 (9/27 OA)

KBS 京都ラジオ「京都トークRUN」

出演者:桂 二葉氏(落語家)、梶原誠氏(KBSアナウンサー)



知事表敬訪問(11/6)

出席者:

徳光和夫氏

伊藤義人氏(京都府立医科大学大学院 教授)

妹尾浩氏(京都大学大学院 教授)





積極的広報地域での取組 一岡崎市

市長訪問 (7/17)

出席者:伍代夏子氏 場所:岡崎公園 城南亭





ケーブルテレビでの広報

市広報番組の中のコーナーで、岡崎市の肝炎ウイルス検査制度のPRをするとともに、検査の重要性について呼びかけ







家康公秋まつりステージイベント (9/10)

出席者:岡崎市長、岡崎市保健部健康増進課 課長、島谷ひとみ氏

場所:乙川河川敷



その他 地域イベント等との連携

■埼玉県飯能市訪問(5/26)





■第62回全国矯正展(6/4~6/5)





■ 千葉わくわくフェスタ (6/12)





■和歌山県 「FM 802 HOLIDAY SPECIAL Mindful Living」 公開生放送イベント(7/18)







■佐賀県拠点病院との意見交換会(9/20)





■愛媛県 繁盛EXPO Yモール2022 (10/30)





妊産婦や子育て世代を対象とした啓発

対象に応じた媒体で、適切なタイミングに啓発を実施

たまひよ (※) におけるタイアップ型記事広告の展開

※ベネッセ (Benesse) が運営する妊活・妊娠・出産から子育て中のママ・パパを応援する情報メディア

■たまひよ web記事連載





■たまひよ 誌面



■たまひよファミリーパーク2022 (トークイベントの実施)







令和4年版人権教育・啓発白書(法務省・文部科学省編)

令和4年版

人権教育·啓発白書



法務省・文部科学省 編

(2) 肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型 肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、さらに、<u>肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのよう</u>にふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。

ア 厚生労働省では、7月28日を日本肝炎デーと定め、この日を中心に国や地方自治体などで様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和3年7月29日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト世界・日本肝炎デー2021」を開催した。同プロジェクトにおいては、都道府県知事等への表敬訪問等による普及啓発活動も、著名人の方々の協力を得て行っている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を 予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史な どを学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的 として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのち の教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。

- イ 文部科学省では、感染者や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと等を目的と して厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、 各都道府県教育委員会等へ周知等を行った。
- ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー 2021



副読本 「B型肝炎 いのちの教育」

ウイルス性肝炎患者への偏見・差別への取組

ホームページやSNSにおける発信

公開シンポジウムの開催



(R2-4年度 八橋弘先生 国立病院機構長崎医療センター)





「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」 (H29-R1年度 八橋弘先生 国立病院機構長崎医療センター) 「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見・差別の解消を目指した研究」

B型肝炎患者による患者講義実施について

B型肝炎患者による 患者講義実施について

B型肝炎被害の教訓を語り伝え

未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

生徒の心に響く 講義です!

人間の尊重の意味を学ぶ

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。 B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。

また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。

そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ることで、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える 時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB 型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼 もも今回お話していただいているような思いを持っている のかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。 今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。 (中学生)

・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように 接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わっ たことを話したい。 (中学生)

話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。 (中学生)

・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型 肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたい です。 (小学生)

B・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB 型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいで (小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。





この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた 取組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高 校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届け る活動を行っています。

患者讃義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています!!

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や 遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

○患者・遺族の語り 20 分

○救済の道のりや社会制度の説明 20 分

○質疑 10 分

○患者・遺族の語り 20 分

○適切な感染対策の重要性の説明 20 分

○質疑 10 分

○患者の状況や感染被害の背景の説明 20 分

○患者・遺族の語り 20 分

○質疑 10 分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被 害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。 国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法 の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることが期 待されます。

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じ ような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考える ことが期待されます。

・実施場所:貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容:貴校のご要望に対応可・対象人数:不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL:03-5253-1111(内線2101) FAX:03-3595-2169 E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailに てお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。 ※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

患者講義の実施実績について

◆令和4年度の実施実績

	実施した中学校の所在する都道府県	実施日
1	福岡県	6月20日
2	福島県	9月21日
3	岐阜県	10月21日
4	岡山県	10月21日
5	鳥取県	11月4日
6	新潟県	12月2日
7	新潟県	12月14日

[※] なお、今年度中に、8校(東京都2校・北海道1校・岡山県1校・新潟県4校)での実施を 予定している。



副読本「B型肝炎 いのちの教育」について

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について①

■副読本「B型肝炎 いのちの教育」とは

○ 副読本「B型肝炎 いのちの教育」は、主に中学3年生を対象に、肝炎ウイルスの感染を予防し、 その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染 拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の 被害が起こらない社会の仕組を考えることを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を 得て、作成した。

■副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用のお願い

- 文部科学省との連携の下、学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員等 宛に送付。生徒分の送付については、各学校の希望により送付を行っている。また、全国B型肝炎訴 訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義 (いわゆる「患者講義」)について、希望がある学校に対する派遣を実施している。
- 副読本のデータは厚生労働省 H P (「B型肝炎訴訟」)に掲載している。冊子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご活用いただいても問題ない。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/iryou/kenkou/b-kanen/index.html





いのちの

C)WEDDE



副読本「B型肝炎 いのちの教育」について②

■生徒分の送付・患者講義の派遣の申し込み





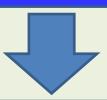
別添の「申込書」を活用して、下記のFAX又はe-mailにて申し込み。 ※希望よりも余裕をもって申し込みをお願いしたい。

②結果連絡



厚生労働省担当者から申し込み内容の結果について連絡。 ※生徒分の送付のみ希望の場合は、準備が整い次第、順次、発送。

③日程等の調整



厚生労働省担当者が、各学校等の要望(日程、時間、内容等)を確認の 上、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と調整し、詳細を決定。

④患者講義の実施

B型肝炎患者等が会場を訪れ、講義を実施。

【お問い合わせ先】



学厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省健康局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室

TEL:03-5253-1111 (内線2101)

FAX: 03-3595-2169 / e-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

• 研究開発



肝炎対策における研究事業の位置付けについて

背 黒

- ・全国で300~370万人といわれるB・C型肝炎ウイルスの推計持続感染者
- ・全国で年間約4万人といわれる肝硬変・肝がんによる死亡者数 (H20年時推計)

·総則 (目的、基本理念、青務) 肝炎対策基本法

- ・肝炎対策推進協議会の設置と肝炎対策基本指針の策定
- 基本的施策 (予防及び早期発見の推進、医療の均てん化の促進、研究の推進、等)

肝炎総合対策の推進

国内最大の感染症 肝硬変・肝がんへの進行

肝炎対策基本指針

(H21年法律第97号)

(H23年5月16日告示) 平成28年6月30日改正 令和4年3月7日改正

- ・肝炎医療の水準の向上に向けて、 肝炎に関する基礎、臨床及び疫学 研究等を総合的に推進する。
- ・その基盤となる行政的な課題を解 決するための研究を進める。

肝炎の予防のための 施策

肝炎検査の実施体制及び 検査能力の向上

肝炎医療を提供する体制の確保

肝炎の予防及び肝炎医療の推 進の基本的な方向

- ・肝炎ウイルス検査の促進
- 適切な肝炎医療の推進
- ・研究の総合的な推進
- ・肝炎に関する普及啓発

び研究

・相談支援や情報提供の充実

肝炎に関する調査及

肝炎の予防及び肝炎医療 に関する人材の育成

肝炎に関する啓発及び知 識の普及並びに肝炎患者 等の人権の尊重

その他肝炎対策の推進に関 する重要事項

肝炎医療のための医薬品の 研究開発の推進

肝炎研究10力年戦略

(H23年12月26日策定)



肝炎研究推進戦略

(R4年5月20日策定)

2030年まで各研究課題に取り組み、肝疾患の治療成績の向上を目指す。

- (1) 臨床研究
- 基礎研究
- (3)疫学研究
- (4)行政研究
- (5)B型肝炎創薬実用化研究

肝炎等克服政策研究事業

肝炎等克服実用化研究事業

肝炎等克服緊急 対策研究事業

B型肝炎創薬実用化 等研究事業

研究成果を予防、診断及び 治療に反映

肝炎研究推進戦略

【背景】

- ○「肝炎研究10カ年戦略」により肝炎患者数減少や、肝炎治療実績の改善を認めたが、依然として 課題が残されていることから研究の更なる推進の必要性があるとし、令和4年に「肝炎研究推進戦 略」として再度取りまとめられた。
- ○世界保健機関(WHO)は公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を<u>2030年</u>までの目標として掲げていることを踏まえ、令和4年度からの肝炎研究の方向性を提示。

【戦略目標】

- ①B型肝炎
 - 核酸アナログ製剤治療による累積5年HBs抗原陰性化率を現状の約3%から5%まで改善。
- ②C型肝炎
 - C型慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約95%以上から100%まで改善。
 - C型非代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約92%から約95%まで改善。
- ③非代償性肝硬変
 - 2年生存率をChild Pugh Bについては現状の<u>**約70%**から**約80%**</u>
 - Child Pugh Cについては現状の**約45%**から**約55%**まで改善。
- ④肝がん
 - 年齢調整罹患率を現状の**約13%**から**約7%**まで改善。

現在実施中の研究一覧

肝炎等克服政策研究事業

研究 類型	開始年度	終了 年度	研究者等名	所属研究機関	採択課題名
指定	H30	R4	小池 和彦	公立学校共済組合関東中央病院	肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究
一般	R2	R4	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に 資する研究
指定	R2	R4	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究
指定	R2	R4	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
指定	R2	R4	江口 有一郎	医療法人 ロコメディカル ロコメディカル総合研究所	非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に 関する研究
指定	R2	R4	八橋 弘	長崎医療センター	ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の 解消を目指した研究
一般	R3	R5	金子 周一	金沢大学医薬保健研究域医学系	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制 構築に資する研究
指定	R3	R5	四柳宏	東京大学医科学研究所先端 医療研究センター	オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジー の確立に資する研究
新 一般	R4	R6	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学 研究院 疫学・疾病制御学	全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 eliminationに向けた方策の確率に資する疫学研究

研究の推進(肝炎等克服実用化研究事業)

肝炎等克服緊急対策研究事業(56課題)

臨床研究の課題

B型肝炎

- ・ウイルス排除が困難
- ・核酸アナログ製剤の長期 投与と薬剤耐性化、副作用
- ・再活性化 等

C型肝炎

- ・インターフェロン フリー治療不成功後の 薬剤耐性
- ・インターフェロン フリー治療後の長期 予後、発がん、等

肝硬変

- ・線維化を改善させる 根本的な治療薬・ 治療法がない
- ・重症度別の長期予後 が不明 等

肝がん

- ・肝発がん、再発機序 が不明でありその防 止策がない
- ・生存率が低い 等

その他

- ・非アルコール性脂肪 性肝疾患の病態解明 や治療法の開発
- ・E型肝炎の慢性化 機序の解明 等

基礎研究の課題

- ・B型肝炎ウイルスの感染複製機構の解明
- ・C型肝炎病態推移モデルの作成
- ・C型肝炎ウイルス排除後の病態の解析
- ・ウイルス性肝炎の特異的免疫反応の解明
- 肝線維化機序の解明
- ・発がん機序の解明
- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明

R4年度からの新規研究内容

- ・ HBs 抗原消失率の向上を目指した治療に資する研究(B型肝炎)
- ・ B 型肝炎の個別化医療を目指したゲノム解析に関する研究と肝炎データストレージの充実(B型肝炎)
- 免疫学的手法を用いたC型肝炎治療の新たな展開に関する研究(C型肝炎)
- ・ C型肝炎ウイルス感染症治療後の肝発がん機構を含む病態変化の解明と肝発がん予防に関する研究(C型肝炎)
- ・ C型非代償性肝硬変まで含めたインターフェロンフリー治療後の生命予後に関する研究 (C型肝炎)
- ・ 革新的技術を用いた抗線維化療法の開発に関する研究(肝硬変)
- ・ 脂肪肝炎を背景とする代謝関連肝がん発生の病態解明に関する研究(肝がん・その他)
- ・ 慢性炎症を背景とした肝発がん、再発に至る機序の解明と再発の予防および治療法の開発に関する研究(肝がん)
- ・ 肝疾患に伴う栄養・代謝・免疫・運動機能低下等の機序解明に関する研究(肝硬変・その他)
- ・ 肝炎ウイルスの感染サイクルと病原性発現の機序解明に関する基盤的研究(基礎研究・その他)
- ・ 肝疾患領域(B型肝炎を除く)における新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究(基礎研究・その他)

B型肝炎創薬実用化等研究事業(24課題)

課題:B型肝炎は、核酸アナログ製剤ではウイルスを完全に排除することは難しく、継続的に投与する必要があり、継続投与により薬剤耐性の出現や副作用のリスクがある。

R4~R6年度

- ・ ウイルス生態の解明に資する研究
- ウイルスの感染・増殖に関わる宿主防御機構の解析に資する研究
- ウイルス持続感染実験モデルを用いた病態解明及び新しい 治療法の開発に資する研究
- ・ 新規治療薬シーズの探索に資する研究
- 新規技術を用いた根治を目指す治療法の開発に資する研究
- ・ 実用化に向けたB型肝炎治療法の開発に資する研究

○基盤技術の更なる進展

- ・ウイルスの感染複製機構の解析、宿主感染防御系の解析
- ・効率かつ再現性の優れた実験系への改良
- ○<u>○候補化合物をスクリーニングし、順次、候補化合物の</u>

評価・最適化

〇前臨床試験の実施



92